

8 外国人雇用 労働者数が約166万人になり過去最高を更新——届出状況まとめ

厚生労働省は2020年1月31日、「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和元（2019）年10月末現在）を公表した。それによると、外国人労働者数は前年同期に比べて19万8,341人（13.6%）増加の165万8,804人となり、平成19（2007）年に届出が義務化されて以降の過去最高を更新した。増加は7年連続で、同省では「政府が推進している高度外国人材や留学生の受け入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、『永住者』や『日本人の配偶者』等の身分に基づく就労が進んでいること、技能実習制度の活用により技能実習生の受け入れが進んでいること」等を背景要因に挙げている。

増加率トップは「ベトナム」

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法に基づき、全ての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけているもの。これに基づきハローワークでは、外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援等についての指導・助言等を行っている。

昨年10月末時点の届出状況を集計した今回のまとめによれば、外国人労働者（約166万人）を国籍別に見ると、「中国」の41万8,327人（全体の25.2%）が最多で、これに「ベトナム」の40万1,326人（同24.2%）、「フィリピン」の17万9,685人（同10.8%）等が続いた。

労働者数の伸びが大きいのは「ベト

ナム」で、前年同期に比べて26.7%の増加を記録。次いで、「インドネシア」（前年同期比23.4%増の5万1,337人）、「ネパール」（同12.5%増の9万1,770人）等となった。

「技能実習」も大幅に増加

また、在留資格別に見ると、労働者数が最も多いのは「身分に基づく在留資格」（前年同期比7.3%増加の53万1,781人）であり、次いで「技能実習」（38万3,978人）、「専門的・技術的分野の在留資格」（32万9,034人）等となっている。「身分に基づく在留資格」は、外国人労働者全体の32.1%、「技能実習」は23.1%、「専門的・技術的分野の在留資格」は19.8%に相当し、これらで3/4を占めている。

増加率で見ると、「技能実習」が前年同期比24.5%増でトップ。これに、「専門的・技術的分野の在留資格」（同18.9%増）、「特定活動」（同15.3%増の4万1,075人）等が続く。なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、昨年4月に創設された「特定技能」の労働者数は520人となっている。

雇用事業所数も過去最多

一方、外国人労働者を雇用する事業所数についても、前年同期に比べて2万6,260カ所（12.1%）多い24万2,608カ所となり、同じく届出義務化以降の過去最高を更新した。

事業所数を都道府県別に見ると、最多は「東京」で前年同期比9.8%増加の6万4,637カ所。次いで、「愛知」（同11.2%増の1万9,387カ所）、「大阪」（同16.6%増の1万7,654カ所）等の

順となっている。

増加率で見ると、「奈良」（1,102カ所）がトップで、前年同期に比べて22.9%の増加。これに、「沖縄」（1,941カ所）の同22.0%増や、「宮城」（2,268カ所）の同20.6%増などと続く。

外国人労働者を雇用している事業所を産業別に見ると、「製造業」が20.4%、「卸売業、小売業」が17.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.2%、「建設業」が10.7%等となっている。「製造業」は前年同期に比べて1.0%減少し、「宿泊業、飲食サービス業」も同0.3%の減少。一方で、「卸売業、小売業」は同0.4%増加し、「建設業」は同1.3%の増加となっている。

特に「30人未満」の事業所で増加

また、外国人労働者を雇用する事業所数はどの規模でも増加しているが、特に「30人未満」の伸び率が、前年同期より14.0%増と大きくなっている。「30人未満」の事業所は、外国人労働者を雇用する事業所全体の約6割（59.8%）を占め、外国人労働者数では約1/3（35.4%）を雇用している計算になる。

なお、外国人労働者を雇用している事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っているのは、前年同期より562カ所（3.1%）多い1万8,438カ所（全体の7.6%）となった。労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数は、同2万8,634人（9.3%）増加の33万8,104人で、全体の約2割（20.4%）となった。

（調査部）